

第3期営業時間短縮協力金
(令和3年3月大阪府・大阪市共同)
にかかると上乗せ協力金
申請要項

要請区域：大阪市内全域

要請期間：令和3年3月1日～令和3年4月4日

【申請受付期間】 令和3年4月8日～令和3年5月27日

令和3年4月
大阪市経済戦略局

上乗せ協力金の申請にあたっては、別途、大阪府が実施する「第3期営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）」の申請が先に必要です。

～ も く じ ～

- 1 上乗せ協力金の概要
 - (1) 趣旨
 - (2) 対象者（支給要件）
 - (3) 支給額
 - (4) 算定根拠となる月額賃料等
 - (5) 令和3年3月支払い額について

- 2 申請手続き等
 - (1) 申請書類
 - (2) 申請受付期間
 - (3) 申請方法及び注意事項
 - (4) 問合せ先

- 3 上乗せ協力金の支給
 - (1) 上乗せ協力金の支給の決定及び通知
 - (2) 上乗せ協力金の支給

- 4 協力事業者の公表

- 5 支給決定の取消し及び上乗せ協力金の返還

- 6 調査等への協力

- 7 その他

別表 申請書類について

注意：協力金の不正受給は犯罪です！！

支給要件を満たしていないにもかかわらず、偽って申請する行為は犯罪です。

不正受給と判断された場合は、協力金を返還いただくとともに、

申請者の屋号、氏名等を公表するなど、厳正に対処いたします。

1 上乗せ協力金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が「第 39 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和 3 年 2 月 26 日開催）及び「第 40 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和 3 年 3 月 18 日開催）において実施を決定した、大阪市全域を対象にした飲食店等に対する休業要請等（以下「要請」という。）ならびに「第 41 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和 3 年 3 月 26 日開催）において実施を決定した、大阪府全域を対象にした飲食店等に対する営業時間短縮要請（ただし、府が「第 43 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和 3 年 4 月 1 日開催）において実施を決定したまん延防止等重点措置にかかる要請期間までの期間）に応じた事業者に対して「第 3 期営業時間短縮協力金（令和 3 年 3 月大阪府・大阪市共同）」（以下「第 3 期協力金」という。）が大阪府により支給されることとなりました。

大阪市では、上記に加えて、月額賃料等を基準に算定した上乗せ協力金（以下「上乗せ協力金」という。）を支給します。

(2) 対象者（支給要件）

上乗せ協力金支給の対象となるものは、次の①～④のいずれにも該当する事業者とします。（第 3 期営業時間短縮協力金（令和 3 年 3 月大阪府・大阪市共同）にかかる上乗せ協力金支給要綱第 3 条より）

- ① 第 3 期協力金の支給が決定していること。
ただし、これまでの営業時間短縮協力金や上乗せ協力金の申請にあたり明らかかな不正等が認められた場合は、この限りではありません。
- ② 賃貸借契約等によって対象施設（店舗）を第三者から借りて自らが営業しており、対象施設の賃料等を月額 60 万円以上支払っていること。
- ③ 第 3 期協力金にかかる支給または不支給に関する情報及び申請書類に記載された情報について、上乗せ協力金の審査・支給等の事務に利用することに同意していること。
- ④ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

※自己所有店舗等で賃料等の支払いがない場合は支給対象外です。

(3) 支給額

1 施設（店舗）あたり、次に掲げる基準により、第 3 期協力金が支給決定された対象の日数に応じた上乗せ額を支給します。

月額賃料等	上乗せ協力金（日額）
60 万円未満	なし（対象外）
60 万円以上、80 万円未満	1 万円
80 万円以上、100 万円未満	2 万円
100 万円以上	3 万円

※上乗せ協力金の支給は、対象となる 1 施設（店舗）につき 1 回に限ります。

(4) 算定根拠となる月額賃料等

算定根拠となる月額賃料等は、次の賃料等の支払金額（消費税等を含む）を合算した金額とします。

- ・対象施設にかかる令和3年3月に支払った1か月分の賃料等
- ・対象施設の来客専用駐車場にかかる令和3年3月に支払った1か月分の賃料等

※共益費、管理費については、賃料と一体で賃貸借契約等に規定されているものに限り賃料等を含むものとします。

※来客専用駐車場は対象施設から直線距離で概ね100m以内のものに限ります。

※上記賃料等に対象施設（店舗）以外の用途も含んでいる場合は、対象施設（店舗）で使用している部分の賃料等を面積割合で算定します。（円未満切り捨て）

算定対象 ※税込みの額で算定します。	算定対象外
対象施設建物・部屋等の賃料 対象施設土地の賃料	左記以外の費用・支出 例： 光熱水費
来客専用駐車場の賃料 （対象施設から直線距離で概ね100m以内）	保険料 修繕費 敷金、保証金、更新料
上記と一体で賃貸借契約等に規定されている共益費・管理費	看板料 テナント会費 不動産ローン返済額

算定根拠とならない賃料等の例

- ・転貸（又貸し）を目的とした取引にかかるもの
- ・賃貸借契約の貸主と借主が実質的に同一人物の取引（自己取引）にかかるもの
- ・賃貸借契約の貸主と借主が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）にかかるもの

※実質的に同一人物とは借主と貸主が、法人とその代表取締役という関係の場合や、別法人であっても、一方の法人が他方の法人の親会社である場合などを示します。

(5) 令和3年3月支払い額について

- ・令和3年3月支払い額とは、実際に3月に引き落とし・振り込みなどで支出された額であり、3月分の賃料という意味ではありません。
- ・令和3年3月に支払った賃料等が複数月の利用分である場合は、1か月あたりの平均額を算定根拠とします。
- ・賃料が月により変動する場合には、令和3年3月支払い額を算定根拠とします。

- ・賃料等の支払いが免除、あるいは減額されているなどの理由により、令和3年3月の支払い実績が本市が定める上乗せ協力金の月額賃料等の基準を満たさない場合は、上乗せ協力金の支給対象外となります。
- ・「複数月払いで令和3年2月以前に支払っている」場合や「支払いが猶予されている」場合等で令和3年3月の支払い実績がない場合は、直近過去に支払った実績を算定根拠とします。ただし、いかなる場合でも令和2年3月以降、支払い実績がない場合は、上乗せ協力金の支給対象外となります。
- ・要請期間の途中に開業（廃業）し、令和3年3月に支払う賃料等が日割りでの支払いとなり、上乗せ協力金の月額賃料等の基準を満たさなくなった場合は、上乗せ協力金の支給対象外となります。

2 申請手続き等

原則、大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申請とします。

大阪府に対して第3期協力金を郵送で申請された場合に限り、上乗せ協力金も郵送による申請が可能です。（大阪市が指定する様式により提出いただきます）。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参などの上記以外による申請は受け付けません。

(1) 申請書類

次の書類を提出してください。詳しくは、別表を必ずご確認ください。

オンライン申請	
①	入力項目 ・申請要件、誓約事項の確認 ・申請者・対象施設（店舗）情報 ・算定根拠となる月額賃料等の情報
②	預金通帳等の月額賃料の支払いが確認できる書類の写し
③	対象施設（店舗）の賃貸借契約書等の写し
④	その他市長が必要とする資料等

※ 上記のほか、必要な書類がある場合は、時短協力金事務局より追加で提出を依頼します。

※ 郵送申請の場合、上記①は大阪市指定の様式に限ります。

(2) 申請受付期間

令和3年4月8日（木曜）から令和3年5月27日（木曜）まで

※ 郵送申請の場合、5月27日（木曜）の消印まで有効

(3) 申請方法及び注意事項

原則、大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申請とします。

オンライン申請

まず、次の大阪府のサイトにおいて、第3期協力金の申請を行ってください。

○オンライン申請（第3期協力金）

（URL）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozikantansyuku3/index.html>

第3期協力金の申請手続きの最後に上乗せ協力金の案内が表示されますので、そこから大阪市行政オンラインシステムによる上乗せ協力金の申請手続きを開始してください。

※大阪市行政オンラインシステムによる申請手続きにあたっては、事前に利用者登録（事業者用）が必要です。

※第3期協力金及び上乗せ協力金の両方の手続きともに、令和3年5月27日（木曜）23時59分までに送信を完了してください。

※締切直前は、オンライン申請のサイトが混み合うことが予想されますので、余裕をもって手続きしてください。

《注意事項》

- ・申請内容に不足や不備があった場合は、時短協力金事務局（以下、「事務局」という。）より申請の差戻しを行いますので、事務局の依頼に従い、申請内容を補正のうえ、再度申請してください。
- ・申請後、事務局より申請の差戻しが行われる前に、申請内容を修正されたい場合は、事務局までご連絡ください。（申請者側で申請の取り下げを行った場合、修正後の申請は、修正前の申請とは別の申請（修正日時点の新たな申請）となりますので、ご注意ください）
- ・令和3年5月28日（申請締め切り後）以降に申請を取り下げると再申請ができません。
- ・審査完了後は、申請書類を一切返却しません。
- ・支給・不支給決定後に申請内容を修正することはできません。

オンライン申請以外の方法

大阪府に対して「第3期協力金」を郵送で申請された場合に限り、上乗せ協力金も郵送による申請が可能です。

《申請方法について》

次の大阪市営業時間短縮協力金コールセンターまでお問い合わせください。

問合せ先

大阪市営業時間短縮協力金コールセンター（時短協力金事務局）

電話番号：06-6655-0711

開設時間：平日（月曜～土曜） 9時から 17時30分まで

※日曜、祝日は対応していません。

3 上乗せ協力金の支給

（1）上乗せ協力金の支給の決定及び通知

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査し、第3期協力金の支給が決定され

たうえで適正と認められるときは、上乘せ協力金を支給します。

- 支給決定の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行います。

(2) 上乘せ協力金の支給

- 「時短協力金事務局」より、第3期協力金で申請いただいた口座に振り込みます。なお、第3期協力金とは別に振り込まれます。

4 協力事業者の公表

申請者については、要請に対して協力を表明していただいた事業者として、次の内容を大阪市ホームページ上にご紹介させていただくことができます

【公表情報】

- 対象施設名（店舗名または屋号等）
- 対象施設の所在地（町丁目まで）

5 支給決定の取消し及び上乘せ協力金の返還

上乘せ協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、上乘せ協力金の支給決定を取り消し、市長の指定する期日までに全額返金いただきます。なお、返還に要する費用は、支給を受けたものの負担とします。

6 調査等への協力

上乘せ協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者及び協力金の支給を受けた者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合、申請者及び協力金の支給を受けた者はこれに応じる必要があります。

7 その他

- 提出された申請等に不備があった場合、大阪市は申請者に不備の補正について指示します。大阪市が指定する期限までに不備の補正に至らなかった場合は、申請者が上乘せ協力金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- 支給決定を行った後、申請等の不備による振込不能等があり、大阪市が確認等に努めたにもかかわらず申請等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により本市の指定する期日までに上乘せ協力金を支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなし、支給決定を取り消します。
- 個人情報の取り扱いに関して、大阪市が事務の一部を委託する事業者並びに第3期協力金を共同実施する大阪府と共有します。（協力金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- 申請書類に記載された情報を、大阪市暴力団排除条例第13条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
- オンライン申請に入力いただいた情報、ご提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

別表

申請書類について

○複数の対象施設（店舗）がある場合は、対象施設ごとに申請を分け、全ての書類をご提出ください。

①入力項目

- ・申請要件、誓約事項の確認
- ・申請者・対象施設（店舗）情報
- ・算定根拠となる月額賃料等の情報

※ 郵送申請の場合は、大阪市指定の様式に記入のうえ提出いただきます。

②預金通帳等の月額賃料の支払いが確認できる書類の写し

令和3年3月の賃料等を実際に支払ったことが確認できる書類の写しを提出してください。

支払者名、支払先名、支払い年月日、支払い金額が確認できる必要があります。

○預金通帳の場合（ネットバンキングの画面コピーもこれに準じます）

- ・通帳の1ページ目の見開き部分等の銀行名、支店名、口座の種類、口座番号が確認できるもの
- ・対象施設（店舗）の賃料等を令和3年3月に支払ったことが確認できる通帳の記帳面（○などの印をつけ、該当部分がわかるようにしてください。）

○クレジットカード取引明細書の場合

- ・令和3年3月に引き落とされた取引明細書の写しを添付してください。（○などの印をつけ、該当部分がわかるようにしてください。）

○金融機関への振込明細書の場合

- ・令和3年3月に振り込んだ明細書の写しを添付してください。

○（例外）領収書の場合

- ・領収書に加え、家賃の場合は対象施設（店舗）の建物登記事項証明書、地代の場合は当該敷地の土地登記事項証明書（いずれも発行日が申請日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

その他、必要な書類がある場合は、事務局より提出を依頼させていただきます。

※ 令和3年3月に実際に支払った対象施設の賃料等について、確認すべき事項がある場合は、別途資料の提出をお願いすることがあります。

例：複数月分をまとめて支払っていて、1か月分が確認できない場合
賃貸借契約書等の金額と異なる金額を支払っている場合
賃貸借契約書等の貸主と支払先が異なる場合

③施設（事業所）の賃貸借契約書等の写し

対象施設（店舗）について、申請者が第三者と締結している賃貸借契約書等の写しを提出してください。

対象施設（店舗）にかかる来客専用駐車場がある場合は、当該駐車場にかかる賃貸

借契約書等の写し及び来客専用駐車場の案内表示の写真も提出してください。

※ オンライン申請の場合は、システムの入力項目を参照いただき、該当する部分の写しを添付してください。

紙申請の場合は、原則として契約書のすべての部分の写しを提出してください。

④その他市長が必要とする資料等

①～③のほか、申請や審査において、必要な書類がある場合は、事務局より提出を依頼させていただきます。

例：郵送申請の場合は、第3期協力金申請で大阪府に提出した様式第1号、様式第2号の写しを提出していただきます。

- (注)・有効な書類かどうかご不明な場合は、事前に、大阪市営業時間短縮協力金コールセンターまで、お問い合わせください。
- ・文字が不鮮明で読み取れない書類は、無効となりますので、申請手続きを完了する前に再度ご確認ください。